

平成19年度 富山県神通川左岸流域下水道神通川左岸浄化センター 脱水ケーキ搬出処分業務受託者募集要項

1 目的

富山県神通川左岸流域下水道神通川左岸浄化センターは、県中央部の神通川と庄川に挟まれた射水、富山地域の住民の生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図るために建設され、平成9年12月に供用を開始し、その後、平成14年10月からは汚泥の溶融処理を開始しております。

しかしながら、溶融炉整備時には、汚泥を場内で処理できないため、下水汚泥の処理を外部に委託し、処理を行ってきましたが、毎年、汚泥の受入先が減少し、処分先の確保に苦慮しておりました。

そのため、平成19年度は安定した処分先の確保および汚泥処理費用の削減を求め、脱水ケーキ搬出処分業務受託者を募集することにいたしました。

2 業務の対象

(1) 対象施設

富山県神通川左岸流域下水道神通川左岸浄化センター（富山県射水市海竜町23-2）

(2) 下水汚泥の発生量及び標準的性状

「平成19年度富山県神通川左岸流域下水道神通川左岸浄化センター脱水ケーキ搬出処分業務委託仕様書」参照

3 業務内容

「平成19年度富山県神通川左岸流域下水道神通川左岸浄化センター脱水ケーキ搬出処分業務委託仕様書」参照

4 業務委託期間

平成19年9月14日から平成20年3月31日まで

5 業務委託料等

(1) 単価契約

契約は単価契約とし、契約した単価は本業務の委託期間中は原則として変更しないものとする。

(2) 業務委託料の支払い等

業務委託料は原則として毎月分を翌月に支払うものとし、支払いの時期や方法等については、別途定める。

6 応募資格

応募の資格を有する者は、次に掲げるすべての要件を満たす法人等とします。

なお、個人での応募は受け付けません。

- (1) 自ら又は「7 複数の法人等による応募」に規定するグループにより、処理の対象とする下水汚泥の全量を収集・運搬及び中間処理し、生成物を有効利用できること。

汚泥処理方式は、セメント原料化による有効利用をすることとし、脱水汚泥を直接最終処分する方式は対象としません。

- (2) 申請書類提出時において、収集・運搬を行う者が、富山県及び中間処理を行う地域において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号)(以下「廃掃法」という。)第14条第1項に基づく収集・運搬を行う下水汚泥の種別(汚泥)に必要な産業廃棄物収集・運搬業の許可を受けていること。
- (3) 申請書類提出時において、中間処理を行う者が、処理を行う地域において、廃掃法第14条第6項に基づく中間処理を行う下水汚泥の種別(汚泥)に必要な産業廃棄物処分業(中間処理)の許可を受けていること。
- (4) 申請書類提出時において、中間処理を行う者または「7 複数の法人等による応募(1)」に規定する代表事業者が、35t/日以上汚泥処理能力を有していること、又は平成19年8月末時点において有することが確実であること。
- (5) 中間処理を行う者が、過去に下水汚泥(脱水汚泥)の中間処理を行った実績を有すること。
- (6) 申請書類提出時において、富山県の一般競争入札の参加停止、又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けていないこと。
- (7) 富山県が賦課徴収するすべての税並びに法人税、消費税及び地方消費税について未納がないこと。
- (8) 次のアからエまでのいずれかに該当する法人等でないこと。

※ 「7 複数の法人等による応募」に規定するグループによる応募の場合は、代表する法人等(以下「代表事業者」という。)にのみ適用します。

- ア 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算の申立てがなされた法人等及び開始命令がされている法人等(平成17年6月改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく会社整理若しくは特別清算の申立て又は通告がなされた法人等及び開始命令がされている法人等を含む)。
 - イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等。
 - ウ 会社再生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む)。
 - エ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む)。
 - オ 直近決算期において債務超過である法人等。
- (9) 申請者の役員、本店又は支店の代表者、産業廃棄物処理の契約を締結する権限を有する者、及び実質的に支配力を有していると認められる者(相談役・顧問若しくは一定比率以上の株式を有する株主又は一定比率以上の出資をしている者)が、次の事項(欠格要件)に該当する者でないこと。

※ 「7 複数の法人等による応募」に規定するグループによる応募の場合は、グループを構成する全ての法人等について適用します。

<欠格要件>

- ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの。
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- ウ 廃掃法、浄化槽法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等生活環境に係る法律、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、刑法第204条(傷害罪)、第206条(現場助勢罪)、第208条(暴行罪)、第208条の3(凶器準備集合及び結集罪)、第222条(脅迫罪)、第247条(背任罪)、若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- エ 産業廃棄物の業の許可を取り消され5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日、60日以内に当該法人の役員であった者(役員の範囲については、相談役顧問等のいかなる名称を有する者であるか問わず、法人に対し取締役等と同等の支配力を有していると認められる者を含む)で当該取消の日から5年を経過しない者を含む。)
- オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められる者。
- カ 暴力団による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- キ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの。法人等又はその役員等(法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所等(常時業務等の契約を締結する事務所をいう。)を代表する者を、法人以外の団体である場合にはその団体の代表者又は役員をいう。以下同じ。)が次に掲げる全ての要件を満たすものであること。

7 複数の法人等による応募

下水道汚泥の処理(中間処理)を行う事業者については、原則として1者としますが、中間処理施設の定期修理期間等、処理が不可能となった場合に代替して処理を行うものを含めたグループで応募することができます。

また、収集・運搬事業者についても、複数の法人をグループに含めることを認めることとし、この場合は各々の法人等の担う役割について特段の条件は定めません。

グループにより応募する場合には、次の事項に留意して申請して下さい。

- (1) グループにより申請をする場合は、代表となる法人等(以下「代表事業者」という。)を選定することとします。この場合において、他の法人等は、当該グループの構成員(以下「構成員」という。)として扱うこととします。

なお、代表事業者及び構成員の変更は原則として認めません。

- (2) 代表事業者は主たる部分の下水汚泥の中間処理を行う法人等とします。

8 応募の手続き

応募の意思のある法人等は、次により「9 提出書類等」に規定する「申請書」等を提出して下さい。

なお、応募に関して必要となる経費は、すべて申請者の負担とします。

(1) 募集要項及び仕様書等の配布

募集要項及び仕様書等（以下「募集要項等」という。）は次のとおり配布します。

ア 配布期間

平成19年8月20日（月）から平成19年9月11日（火）までの午前9時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除きます。

イ 配布場所

財団法人富山県下水道公社 総務課

〒933-0981 富山県高岡市二上字梅田313-3（二上浄化センター内）

TEL：0766-24-5104

FAX：0766-24-5296

*当公社ホームページからのダウンロードも可能です。

ホームページアドレス：<http://www.toyama-swg.or.jp>

(2) 浄化センターの施設確認等

応募予定者から希望があった場合、各浄化センターの施設の確認を行うことができます。

ア 実施期間

平成19年8月20日（月）から平成19年9月11日（火）までの午前9時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除きます。

イ 申込み

事前に公社（施設管理課 TEL：0766-86-8230）まで平日の午前9時から午後5時までの間に申し込んで下さい。確認の日時、施設等は公社と打合せの上決定します。なお、日時等は応募予定者の希望に添えない場合もありますので、御了承願います。

(3) 本業務に関する説明

本業務に関する説明会は開催しません。ただし、応募予定者から希望があった場合には個別に説明をします。

ア 実施期間

平成19年8月20日（月）から平成19年9月11日（火）までの午前9時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除きます。

イ 申込み

事前に公社（施設管理課 TEL：0766-86-8230）まで平日の午前9時から午後5時までの間に申し込んで下さい。実施の日時は公社と打合せの上決定します。なお、日時等は応募予定者の希望に添えない場合もありますので、御了承願います。

(4) 申請書類の提出

ア 提出場所

財団法人富山県下水道公社 総務課

〒933-0981 富山県高岡市二上字梅田313-3（二上浄化センター内）

イ 提出期限

平成19年9月12日（水）午後5時必着

ウ 提出部数

正本 1 部 副本 1 部

エ 提出方法

持参または郵送とします。なお、申請書類等に不備がある場合は受付できませんので、ご注意ください。また、封緘した入札書も併せて提出してください。

オ 提出書類の扱い

(ア) 公社に提出された書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、公社は、審査結果の公表その他必要の場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用し、又は、提出書類の内容を複製、改変して使用できるものとします。

(イ) 落札者となった申請者の申請書（正本及び副本）は公社が保持することとし、落札者とならなかった申請者の申請書（正本及び副本）は、落札者決定後に、申請者との協議により、速やかに返却又は廃棄します。

(ウ) 公社が保持する提出書類については、情報公開対象文書に該当することになり、情報公開の請求がされた場合、規程に基づき、情報公開の手続き対象となりますので、予めご了承願います。

(エ) 提出期限以降における申請書又は添付書類の差し替え及び再提出は認めません。

9 提出書類等

(1) 申請する法人等は、次に掲げる書類を提出して下さい。

別紙様式は原則としてA4版（A3版を折り込んでA4版とすることは可）としてください。なお、公社が必要と認める場合は、追加資料を求める場合もあります。

また、下記のウ～オについては、グループによる申請の際に使用してください。

ア 平成19年度富山県神通川左岸流域下水道神通川左岸浄化センター脱水ケーキ搬出処分業務受託申請書（別紙様式1）

イ 法人等の概要（代表事業者のみ）（別紙様式2）

ウ グループ構成員表（グループで応募の場合）（別紙様式3）

エ 脱水ケーキ搬出処分業務に関するグループ協定書（別紙様式4）

オ 委任状（グループで応募の場合）（別紙様式5）

カ 処理を行う事業者の廃掃法第14条に基づく産業廃棄物処理業許可証の写し（グループでの応募の場合は代表事業者及び構成員の保有する全ての許可について提出して下さい。）

キ 法人等の概要がわかる書類（パンフレット等）

ク 収集・運搬に関する事項（別紙様式6）

ケ 入札書（別紙様式7）

(2) 提出された申請書は契約締結後、仕様書となりますので、虚偽の記載をした場合は違約金の対象となります。

10 落札者の決定

(1) 入札参加資格の確認

提出された申請書と提出書類を審査のうえ入札参加資格を確認します。

(2) 入札参加資格の確認結果の通知

入札参加資格が認められない場合のみ、当該申請者に結果を通知します。

(3) 開札及び再度入札の日時及び場所

ア 開札日時

平成19年9月14日（金）午前10時

イ 開札場所

財団法人富山県下水道公社 二上浄化センター

〒933-0981 富山県高岡市二上字梅田313-3

*開札の結果、入札価格が予定価格を下回らない場合は再度入札を行います。

(4) 入札の執行について

入札参加資格を満たした者が、1名でもあれば入札は執行します。

(5) 落札者の決定・落札結果の通知

落札者を決定したときは、落札者に通知するとともに、各浄化センターに掲示し、公社ホームページにおいても公表します。

(6) 契約の締結

落札決定後、契約を締結します。

(7) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止することがあります。

1.1 その他

本募集に関する問い合わせ先は次のとおりとします。

(問い合わせ先)

財団法人富山県下水道公社 総務課

〒933-0981 富山県高岡市二上字梅田313-3 (二上浄化センター内)

TEL : 0766-24-5104

FAX : 0766-24-5296